

10. ふるさと名物応援事業補助金（小売業者等連携支援事業）

目的・概要

小売業者等が地域の優れた資源（農林水産品、鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術又は観光資源等。）を活用した商品・役務に関する市場動向等の情報を地域の製造事業者等にフィードバックし、消費者嗜好を捉えた商品づくりに繋げるための取組に要する経費の一部を国が補助することにより、地域の製造事業者等による売れる商品づくりや地域発のブランド構築の実現を目指し、地域経済の活性化及び地域中小企業者・小規模企業者の振興に寄与することを目的とする。

●補助対象者

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第6条第1項に基づく地域産業資源活用事業計画（需要開拓型）の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者又は同法第8条第1項に基づく地域産業資源活用支援事業計画の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人

●補助対象事業

認定された地域産業資源活用事業計画（需要開拓型）又は同法第8条第1項に基づいて認定された地域産業資源活用支援事業計画に従って行う事業

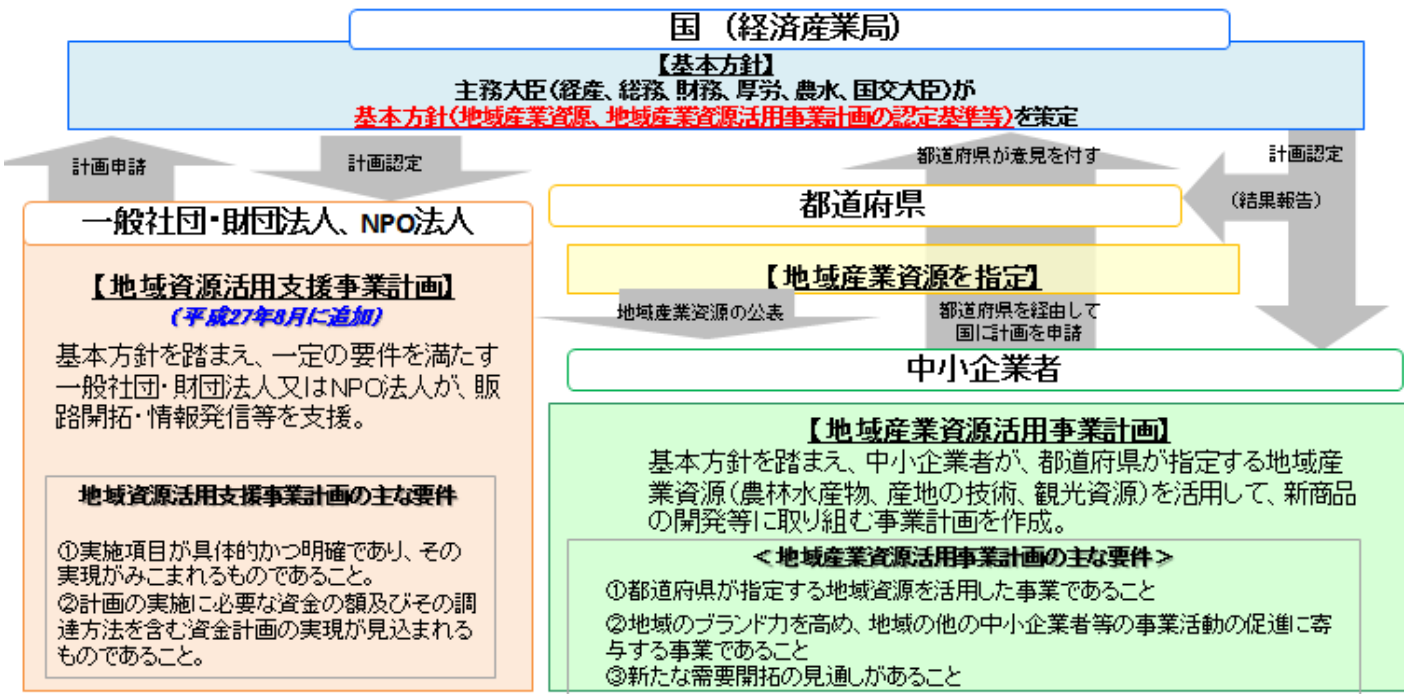
●補助上限額

1,000万円

●補助率

2/3以内（1、2回目）、1/2以内（3～5回目）

<地域産業資源活用事業計画等の認定の流れ>



○問い合わせ・申請先 近畿経済産業局 産業部 産業振興室 地域資源担当
電話06-6966-6054 FAX06-6966-6078